

発議案第 1 号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第
1 項の規定により提出します。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一 ⑩
	同	堀 口 明 子 ⑩
賛成者	八千代市議会議員	小 林 恵美子 ⑩
	同	原 弘 志 ⑩
	同	橋 本 淳 ⑩
	同	松 崎 寛 文 ⑩
	同	中 村 健 敏 ⑩

提案理由

財政事情を鑑み、市長の給料、議長等の議員報酬及び監査委員の報酬を1年に限り改める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

17 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に支給される市長及び議長等に係る給料及び議員報酬の額は、別表第1の規定にかかわらず、市長にあつては1月につき840,000円とし、議長にあつては1月につき460,000円とし、副議長にあつては1月につき430,000円とし、議員にあつては1月につき410,000円とする。

18 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に支給される監査委員に係る報酬の額は、別表第2の規定にかかわらず、代表監査委員にあつては1月につき90,000円とし、識見を有する者選任委員にあつては1月につき70,000円とし、議員選任委員にあつては1月につき40,000円とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。